

健発 0610 第 6 号  
平成 27 年 6 月 10 日

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会会長 殿

厚生労働省健康局長

「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」  
について（通知）

国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る観点から、国及び地方公共団体が所有する建築物（以下「公共建築物」という。）における適切な維持管理が課題となっており、また、昨年改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。）では、その基本理念の一つとして、「公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。」と掲げるなど、公共建築物はその新たな建設のみならず、建設後の維持管理の重要性が増しているところです。

このような中、公共建築物の維持管理を継続的に適切に行うためには、日常の建築物の維持管理業務を担うビルメンテナンス業について、ダンピング受注の排除、担い手の中長期的な育成・確保の促進を通じて健全な育成を図っていくことが不可欠となっています。

今般、上記のとおり品確法が改正され、発注関係事務の運用に関する指針（平成 27 年 1 月 30 日 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議）が策定されたことを踏まえ、国、地方公共団体等におけるビルメンテナンス業務の発注関係事務が適切に運用されるよう、ビルメンテナンス業務固有の事項について、別添のガイドラインとしてとりまとめましたので、御了知願います。

連絡先  
厚生労働省健康局生活衛生課  
TEL:03-3595-2301（直通）  
担当：東、渡邊